

指摘事項の末尾の*印のあるものは、同様指摘が2件以上を示す。

I 診療内容等に関する事項

13. 手術(続き)

(7) 口腔内消炎手術(続き)

- ② 診療録に症状所見の記載が乏しい例が認められたので記載の充実を図ること。
- ③ 症状の診療録の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。
- ④ 診療録に術式の記載が乏しい例が認められたので適切に記載すること。
- ⑤ 診療録に症状及び術式の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。
- ⑥ 症状及び手術内容の診療録の記載内容が具体性を欠き不十分な例が認められたので適切に記載すること。

14. 麻酔

(1) 浸潤麻酔

- ① 算定要件を満たさない浸潤麻酔を算定していたので改めること。
- ア 1歯単位で算定している例が認められたので術野又は病巣単位として算定すること。
- イ 歯冠形成(窩洞形成)と併算定している例が認められた。

[いずれも返還金事例]

15. 歯冠修復・欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たさない補綴時診断料を算定していたので改めること。
- ア 診療録に欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計の記載がない。
- イ 診療録に欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び欠損補綴物の設計の要点の記載がない例が認められた。*(設計部分が設計等の記載も含む*)
- ウ 診療録に製作を予定する部位、欠損部の状態並びに欠損補綴物の名称及び設計等の要点の記載がなかった。
- [ア〜ウいずれも返還金事例]
- ② 診療録に欠損部の状態等の要点記載
- ア 不十分な例が認められたので適切に記載すること。*
- イ 具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。
- ③ 診療録に欠損補綴物の設計等の要点の記載に具体性を欠く不十分な例が認

27年度 個別指導指摘事項⑤

ここに紹介する平成27年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。掲載5回目。

められたので適切に記載すること。

④ 診療録に欠損部の状態及び欠損補綴物の設計等の要点の記載に(が)

ア 具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。

イ 不十分な例が認められたので適切に記載すること。

⑤ 診療録に欠損補綴物の名称及び欠損補綴物の設計等の要点の記載が

ア 乏しい例が認められたので適切に記載すること。

イ 具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。

ウ 画一的な例が認められたので適切に記載すること。

⑥ 診療録に欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び欠損補綴物の設計等の要点の記載が

ア 不十分な例が認められたので適切に記載すること。*

イ 具体性を欠く不十分な例が認められたので適切に記載すること。

⑦ 補綴時診断料を算定後、再度、補綴時診断料を算定すべき診断が必要となり診断を行った場合において、

ア 診療録に新たに欠損補綴物の名称及び欠損補綴物の設計等の要点の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

イ 診療録に新たに欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び欠損補綴物の設計等の要点の記載がない例が認められたので適切に記載すること。*

ウ 診療録に新たに製作を予定する部位、欠損部の状態及び欠損補綴物の名称等の要点の記載がない例が認められたので適切に記載すること。*

エ 診療録に新たに製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び欠損補綴物の設計等の要点の記載がない例が認められたので適切に記載すること。

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

① 算定要件を満たさないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定していたの

で改めること。

ア クラウン・ブリッジ維持管理料を算定した日から起算して2年以内において歯冠修復及び欠損補綴の費用を算定していた。[返還金事例]

② 維持管理に係る情報を提供した文書の写しが診療録に添付されていない例が認められたので適切に取り扱うこと。*

③ 患者への提供文書にクラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨の記載が不十分な例が認められたので改めること。

(3) う蝕歯即時充填形成(1歯につき)

① 算定要件を満たさないう蝕歯即時充填形成を算定していたので改めること。

ア 誤って算定している例が認められた。[返還金事例]

(4) 金属歯冠修復

① 金属歯冠修復の算定において、診療録及び技工指示書と納品書が一致しない例が認められたので、納品検査を適切に実施すること。

ア 全部金属冠で指示していたにもかかわらず、4/5冠が納品されていた。

(5) ブリッジ(原本では項目見出しがなし)

① 算定要件を満たさないとして改めることとして上げられた例。

ア 歯の欠損状況、支台歯数等から「ブリッジについての考え方2007」(平成19年11月日本歯科医学会)に示す方法ではなくブリッジの給付対象とならないものを算定している。[返還金事例]

(6) ポンティック

① 算定要件を満たさないポンティックを算定していたので改めること。

ア 鑄造ポンティック(金銀パラジウム合金)を金属裏装ポンティック(金銀パラジウム合金)で算定していた例が認められた。[返還金事例]

(7) 有床義歯修理

① 算定要件を満たさない有床義歯修理を算定していたので改めること。

ア 診療録に修理内容の要点の記載がない例が認められた。[返還金事例]

② 診療録の修理内容の記載に不十分な例が認められたので適切に記載すること。*(不適切な例として同文の指摘も含む)

③ 有床義歯修理を算定した後に比較的短時間で同一有床義歯に対して繰り返し有床義歯修理を行った例が認められたので、義歯破損の原因を確認して診

療方針の変更を検討すること。

(8) 鑄造鉤

① 算定要件を満たさない鑄造鉤を算定していたので改めること。

ア 有床義歯の新製において、装着した鑄造鉤(双子鉤)の数を誤って算定している例が認められた。

イ 有床義歯の修理において、装着した鑄造鉤(二腕鉤)の数を誤って算定している例が認められた。

[いずれも返還金事例]

(9) コンビネーション鉤

① 有床義歯修理において、新設したコンビネーション鉤の個数を誤って算定していた例が認められたので改めること。[返還金事例]

(10) バー

① 算定要件を満たさないバーを算定していたので改めること。

ア 屈曲バーに不銹鋼及び特殊鋼を用いたものを金銀パラジウム合金を用いたものとして算定している例が認められた。[返還金事例]

16. その他

(1) 保険外診療

① 保険外診療で行った歯冠修復を誤って保険請求している例が認められたので改めること。

ア 審美回復を目的としたレジン前装金属冠を保険請求している例が認められた。[返還金事例]

② 保険外診療による歯冠修復及び欠損補綴料を保険請求している不適切な例が認められたので改めること。*

ア 保険外診療により歯冠修復を行った歯に支台築造に係る費用を算定していた例が認められた。

イ 保険外診療により歯冠修復を行った歯に支台築造、歯冠形成、印象採得及び咬合採得に係る費用を算定していた例が認められた。

ウ 保険外診療によるブリッジの製作において、ブリッジの支台歯に金属歯冠修復及びレジン前装金属冠に係る一連の費用を算定していた例が認められた。

[ア〜ウいずれも返還金事例]

II 特記事項

1 基本的事項

(1) 保険医療機関及び保険医は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び関係法令等を十分に理解したうえで保険診療にあたること。

① 患者送迎が確認された。*

編注：上の1の(1)と同様記載は、「I 診療内容等に関する事項」の冒頭の1 基本的事項で1例を紹介したが、改めて特記事項の項を設けての記載が再指導の2例であった。

本連載は、次号「III 診療報酬の請求等に関する事項」で完結となる。

税務・経営電話相談

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10:00~12:00、13:00~16:00

◆受付電話 0269-33-3265(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員で

ある旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。

